

消費生活情報

デジタル遺品の生前整理

令和3年「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル庁も設置されました。これにより、インターネットなどの情報通信ネットワークやスマートフォン（以下スマホ）・パソコン（以下PC）などを利用したIT技術によるさまざまな情報サービスが官民共に進展することになります。マイナンバーカードの普及も促進されています。

また、相続の場面においても、電子データによる資産や情報が直接目に見えない「デジタル遺品（相続財産）」として相談の対象になるケースが増えています。

デジタル遺品の相談事例

▽亡くなった父は、PC・スマホを使ってインターネット口座で株取引をしていたようだが、どここの証券会社か不明で、IDもパスワードも分からないのでどうすればよいか。

▽亡くなった父は、ネットのサブスクリプション（利用

料定額支払い型）サービスをクレジットカード決済で利用していたらしく、カードを停止しても元の利用契約が解約出来ていなかったため、まとまった請求が届いた。

▽亡くなった夫のスマホには、ネット銀行やスマホ決済の口座情報が登録されているが、スマホのパスワードが分からず開いて確認できない。

デジタル遺品の種類

▽パスワードのロックが掛かった情報が詰まっているPC・スマホの機器本体およびUSBメモリーなどの電子記録媒体。

※多くの人が、家族の思い出の写真などをデジタルデータで保存しています。

▽ブログ・SNS・会員サービスのなどのインターネット上の個人情報。

▽ネット銀行・ネット証券・FX口座・暗号資産口座などの金融口座情報。

※最近では従来の銀行でも通帳

の発行が有料化され、ネットで残高管理する例が増えていきます。

デジタル遺品の整理方法

①遺言書を作成し、財産目録に記録しておく。

②ネットでの取引情報一覧などデジタル遺品リストを作成し、もしもの時に備えておく。

※口座の存在さえ分かれば相続手続きは可能です。

③PC・スマホのログイン情報を家族が後で見つけられるようにしておく。

※一定回数以上誤入力すると完全にロックされてしまい、通信会社はロックの解除に応じません。

消費生活に関する相談

府中市消費生活センター
(☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

相談日 毎週月・火・木・金曜日

10時～12時、13時～16時

※祝日・年末年始は除く。